

論 点 整 理 表

1. 財政構造改革の評価と改革のあり方

①これまでの取り組み

- ・県は、これまで「財政構造改革基本方針」に沿って、的確に改革を進めてきたのではないかと。

②地方財政制度

- ・ただ、依然として本県の財政状況が「危機的状況」にあるのは、現行の「地方財政制度」に問題が多いためではないかと。引き続き、国に対し「意見」を言うべきではないかと。

③今後のあり方

- ・とはいっても、「本県財政」を持続的に運営するためには、これまで厳しい抑制に努めた後の「平成 22 年度予算」から、より一層の「聖域を設けない大胆な改革」を進めざるを得ないのではないかと。
- ・「財政健全化の道筋」を示すに当たって、県税や地方交付税などの「歳入」は、慎重な見通しを前提とするのが基本ではないかと。
- ・よって今後は、これまで以上の「大幅な歳出削減」、「大胆な歳入確保策」が求められるのではないかと。

④公債費負担の軽減

- ・当分の間、平成 14 年度までの国に呼応して行った「経済対策」により生じている「公債費負担」が重くのしかかるが、これまでの「投資」を有効活用しつつ、引き続き公債費負担の軽減に努め、「財政健全化への道筋」を確かなものとする必要があるのではないかと。

⑤新たな財政構造改革

- ・公債費が「適切な水準」に引き下げられるまでは、中期的視野に立って、「新たな財政構造改革」を策定し、その中に「改革の方向性」や「具体的方策」を盛り込み、これに沿って改革を具体化して欲しい。

⑥財政の健全性

- ・また、本県は、「類似団体」の中でも極めて厳しい財政状況にあるが、国の動向が不透明な中、国の制度変更等「急激な外的要因」に耐えられるよう、中期的には類似団体の中でも「中位の健全性」が確保されるよう努めるべきではないかと。

⑦財政調整基金

- ・「財政調整基金の残高」は、将来にわたり安定的な財政運営を行えるよう、少なくとも「現在の水準」が維持できるよう努めるべきではないかと。

⑧財政状況や改革の取組みの公表

- ・財政構造改革は、県民の皆様にご認識と理解を得た上で進める必要があります、財政状況や改革の取組みについて、県民の皆様と情報を共有できるよう、積極的に公表をすべきでないか。

2. 歳出改革

①人件費

- ・当面の間は、現在の財政状況を踏まえ、これまでの取組み以上の「聖域を設けない厳しい改革」を進める上で、「職員給与」や「定数」などについても、できる限り工夫をしながら、引き続き抑制に努める必要があるのではないか。
- ・「総人件費の抑制」については、当初の予定を上回る成果が出てきているため、当面「財政調整基金」が枯渇しない見込みであれば、給与カットを緩和しても良いのではないか。

②扶助費

- ・義務的経費ではあるが、本県財政を「大きく圧迫する要因」となっていることを踏まえ、適切な制度の運用、執行がなされているのか、改めてチェックをする必要があるのではないか。

③公債費

- ・これまで適切に抑制がなされてきたが、今後においても将来の公債費負担の「見通し」を常に把握し、類似団体の水準にできるだけ早期に近付くよう「県債発行の抑制」に引き続き取り組むべきではないか。
- ・公債費の軽減により「財政の弾力性」を取り戻し、公債費以外に充てる財源の確保に目処を付けるべきでないか。

④普通建設事業費

- ・これまで「事業量」を確保するための工夫を凝らしながら、県負担の圧縮に努力を重ねてきているが、「公債費の抑制」を図る観点から、普通建設事業費の「適切な水準」を検討すべきではないか。
- ・補助事業や県単事業について、本県経済の活性化に向け、「地元発注」を確保する工夫を行ってきているが、加えて国直轄についても、地元発注の機会が増えるよう、国に対しこれまで以上に意見を述べるなど、更に取り組みを加速すべきでないか。
- ・普通建設事業費の規模が抑制される状況にあつて、ライフサイクルコストの最小化を図るためには、県予算を、普通建設事業費と維持補修費にどう配分していくのが最も効果的か、検討をすべきでないか。
- ・特に「大規模事業」は、規模縮小やコスト縮減、進捗調整について再検討すべきではないか。

⑤その他の経費

- ・これまで徹底した見直しを行ってきたものとするが、「公債費負担」が重く、のしかかる本県においては、「他県と同じ水準」で予算を配分することは難しく、当分の間は徹底した「節減」「平準化」に取り組むべきでないか。
- ・「経済・雇用対策」への重点化など、「予算配分」に工夫を凝らすとともに、あらゆる事業を再度点検すべきではないか。
- ・限られた財源の中、県内経済や県民生活への「寄与度」を十分検証し、ニーズの高いものから効率的に実施すべきではないか。
- ・「特別会計」は、一般会計に依存しない適切な運用を行うよう、徹底した改善の取組みを行うべきではないか。
- ・「出資団体」についても、自立が図られるよう、県の「関与の度合い」を見直してはどうか。
- ・常に県が主体となってサービスを提供するのではなく、NPOや民間企業、市町村など「多様な主体」の強みや特性を活かす連携を図ってはどうか。

3. 歳入改革

①特別会計・特定目的基金・外郭団体

- ・当面の厳しい財政運営を乗り切るため、「特別会計」や「特定目的基金」、「外郭団体」について、そのあり方を「総点検」し、徹底した見直しと財源の活用に努めるべきではないか。

②県有財産

- ・「県有財産」について、現在活用している施設等も含め、売却の可否や更なる有効活用を検討してはどうか。

③受益者負担のあり方

- ・「受益者負担の適正化」や「負担の公平性の確保」を、これまでの取組み以上に、十分検討してはどうか。

④新たな収入の確保

- ・「新たな収入源の確保」については、これまで随分努力を重ねてきたと考えるが、更なる工夫をすべきでないか。

4. その他

- ①上記の事項を踏まえ、平成 23 年度の予算編成作業に取り組むとともに、新たな財政構造改革基本方針の策定に向けた、検討作業を進めて欲しい。

